

## 北区豊島におけるダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定の考え方(案)

### 1 対策地域の範囲

ダイオキシン類対策特別措置法では、次の要件に該当する地域を、対策地域として指定することができるとしている。

- (1) ダイオキシン類による土壤の汚染の状況が環境基準(1,000pg-TEQ/g)を満たさない地域。
- (2) 人が立ち入ることができる地域(ダイオキシン類による汚染の除去等をする必要があるものとして政令で定める要件に該当する地域)

上記地域のうち、覆土等による対策が実施されていない地域で、人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるため、緊急に対策を実施する必要がある地域を指定する。

### 2 対策地域の設定方法

対策地域は、原則として「ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル(平成12年環境省)」に基づき設定する。ただし、各施設の敷地境界は、各施設の外周の境界をもって線引きの境界とする。また、地上構造物(建物等)がある区域については、地下構造物の設置状況等を踏まえて境界を設定する。

### 3 対策地域の指定の範囲(案)

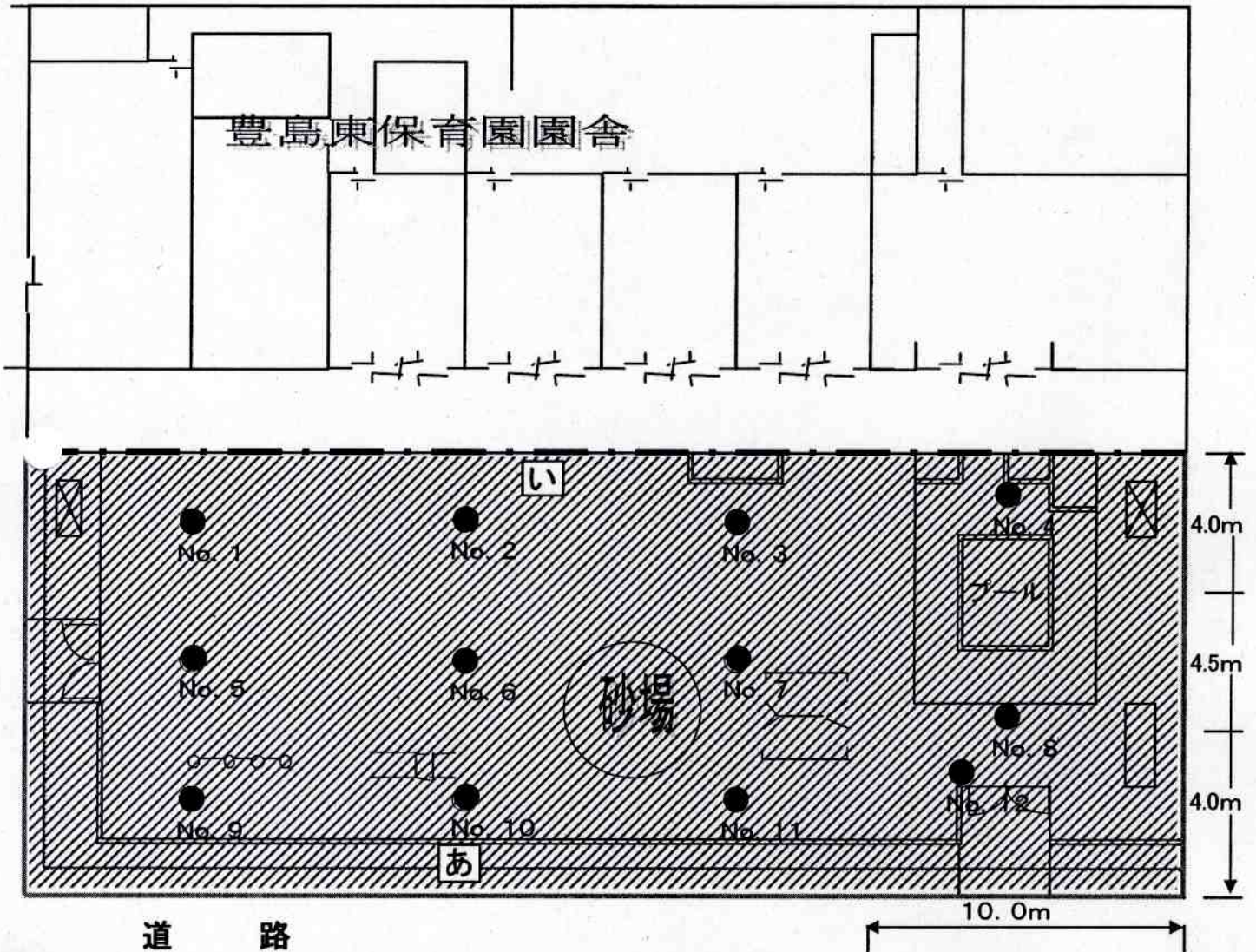
- ・ 北区立豊島東保育園
- ・ 北区立東豊島公園
- ・ 旧北区立豊島東小学校

指定の範囲は別紙のとおり

### 4 その他

既に覆土等の対策が講じられている地域については、継続的なリスク管理を行っていくための方法を検討する必要がある。

# 豊島東保育園



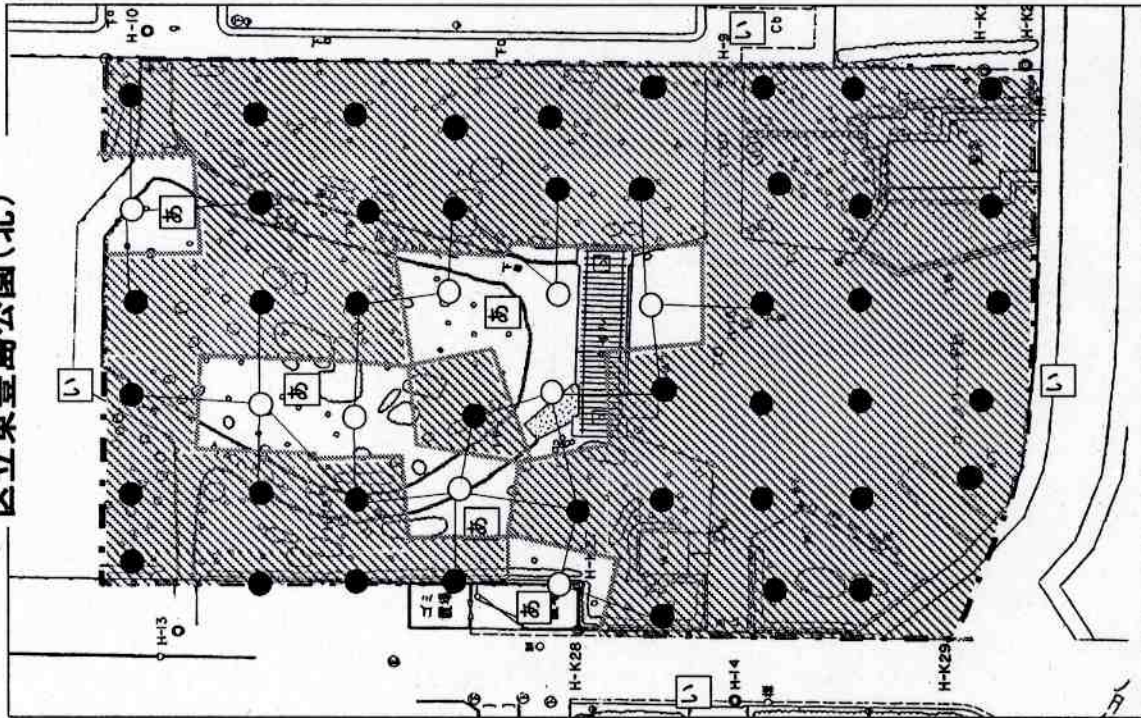
- ◎環境省マニュアルの方法により線引きした部分  
 平面汚染範囲の確定は、原則として「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル(平成12年環境庁)」の方法に従ったが上図では全ての地点で検出されているため、全範囲となる。
- ◎施設使用者の敷地境界により線引きをした部分  
 上図の「あ」のラインについては、施設の利用者としては北区の管理する土地とそうでない部分を分ける境界線により線引きを行なった。
- ◎現存する建物の基礎等により直ちに対策がとれない為除外する部分  
 上図の「い」のラインについては、建物の基礎等により直ちに対策がとれない為、線引きを行なった。

(凡例)

- 環境基準超過地点
- 敷地境界により引いた線(「あ」の線)
- · — 現存する建物の基礎等により直ちに対策がとれない為除外する部分(「い」の線)
- ▨ 指定する区域



# 区立東豊島公園(北)



## ◎ 環境省マニュアルの方法により線引きした部分

平面汚染範囲の確定は、原則として、「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル(平成12年環境庁)」の方法に従った。すなわち、左図のうち、「あ」のそれぞれのラインについては、「環境基準超過地点と近接する環境基準を満たす地点とを直線で結び、その中間点より垂線を引き、各垂線の交点で結ばれた多角形を汚染範囲とする」方法によった。

## ◎ 敷地境界により線引きした部分

左図の「い」のラインについては、北区所有の土地とそうでない部分を分ける境界線により線引きを行った。

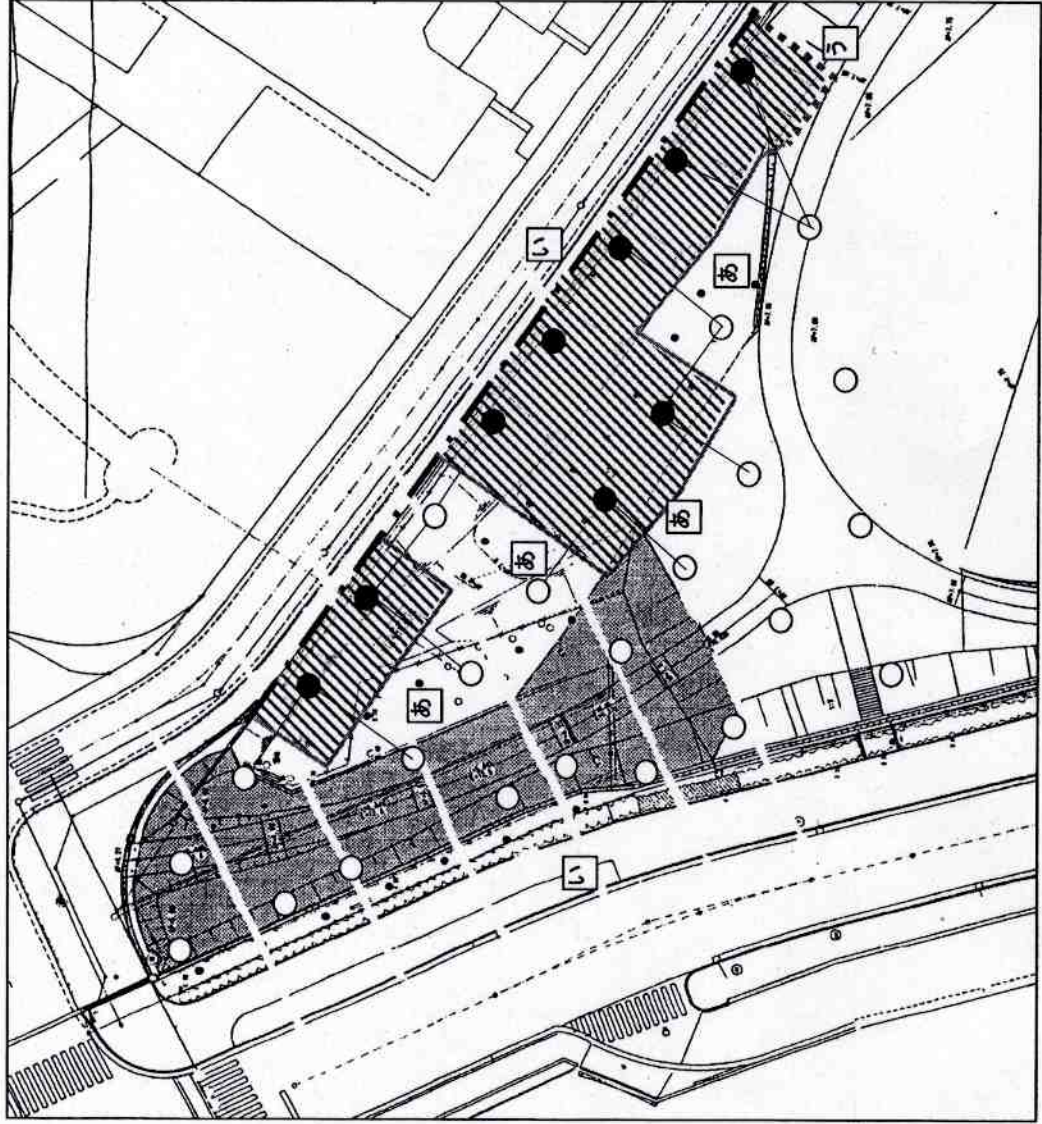
(凡例)

- 環境基準超過地点
- 環境基準を満たす地点
- 環境省マニュアルにより引いた線(「あ」の線)
- - - 敷地境界により引いた線(「い」の線)

指定する区域



区立東豊島公園(南)



◎ 環境省マニュアルの方法により線引きした部分

平面汚染範囲の確定は、原則として、「ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル(平成12年環境庁)」の方法に従った。すなわち、左図のうち、「あ」のラインについては、「環境基準超過地点と近接する環境基準を満たす地点とを直線で結び、その中間点より垂線を引き、各垂線の交点を結ばれた多角形を汚染範囲とする」方法によった。

◎ 敷地境界により線引きした部分

左図の「い」のラインについては、北区所有の土地とそうでない部分に分ける境界線により線引きを行った。

◎ 未調査エリアと調査済みエリアの境界線により線引きした部分

左図の「う」のラインについては、未調査エリアと調査済みエリアの境界線により線引きを行った。

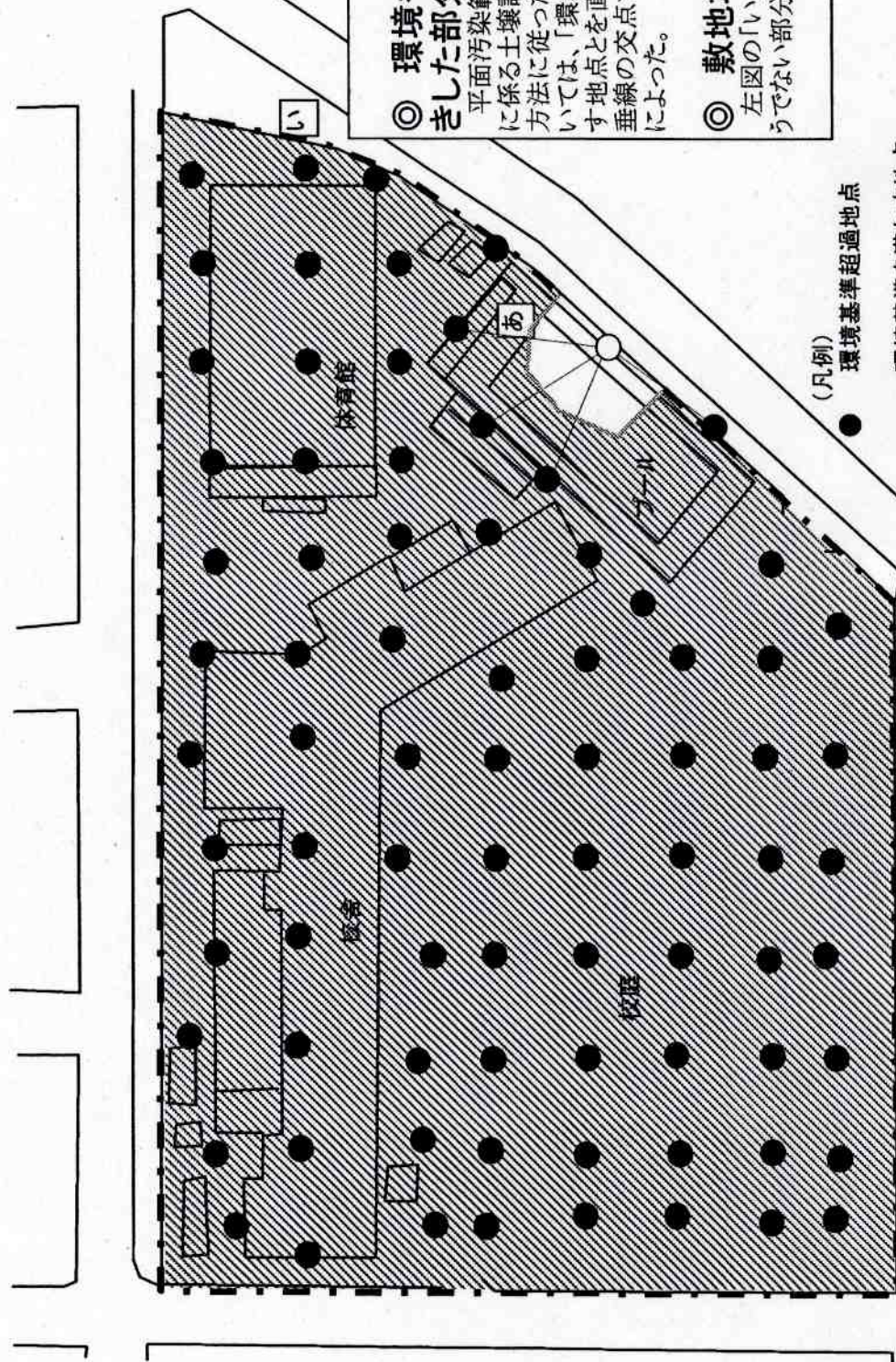
(凡例)

- 環境基準超過地点
- 環境基準を満たす地点
- 環境省マニュアルにより引いた線(「あ」の線)
- - - 敷地境界により引いた線(「い」の線)
- ..... 既調査・未調査の境界線により引いた線(「う」の線)

指定する区域



# 旧豊島東小学校



## ◎ 環境省マニュアルの方法により線引きした部分

平面汚染範囲の確定は、原則として、「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル(平成12年環境庁)」の方法に従った。すなわち、左図のうち、「あ」のラインについては、「環境基準超過地点と近接する環境基準を満たす地点とを直線で結び、その中間点より垂線を引き、各垂線の交点で結ばれた多角形を汚染範囲とする」方法によった。

## ◎ 敷地境界により線引きした部分

左図の「い」のラインについては、北区所有の土地とそうでない部分を分ける境界線により線引きを行った。

(凡例)

● 環境基準超過地点

○ 環境基準を満たす地点

----- 環境省マニュアルにより引いた線(「あ」の線)

- - - - 敷地境界により引いた線(「い」の線)



指定する区域